

# 東松山市人権施策推進指針 (第1次改定)



～お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現をめざして～



令和6(2024)年3月

東 松 山 市



# 東松山市人権施策推進指針の 第1次改定にあたって



今世紀は「人権の世紀」と言われ、その実現に向けた取組が続けられている一方で、軍事侵攻や民族紛争に起因する人権侵害が発生し、女性、子ども、高齢者に対する人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やSNS上でのいじめ、性的少数者への偏見、また、新型コロナウイルス感染症に関する差別や外国人へのヘイトスピーチなど、新たな人権課題も発生しております。こうしたなか、人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取組の強化が求められております。

本市では、「すべての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、平成26年3月に「東松山市人権施策推進指針」を策定し、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この度、東松山市人権施策推進指針が策定から約10年を経過し、目標年次を迎えることから、本指針の第1次改定を行いました。今後も、市民一人一人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、人権問題に取り組んでまいります。

結びに、本指針の策定にあたり貴重な御意見、御提言をいただきました東松山市人権施策推進審議会委員をはじめとする市民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

東松山市長 森田 光一

# 目 次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	1
1 人権施策推進の背景 .....	1
2 人権施策の基本理念 .....	4
3 指針の性格 .....	5
4 目標年次 .....	5
<b>第2章 人権施策の推進方向</b> .....	6
I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進 .....	7
1 人権教育 .....	7
(1) 学校等における人権教育 .....	8
(2) 家庭、地域社会における人権教育 .....	10
2 人権啓発 .....	11
(1) 市民全般に対する人権啓発 .....	11
(2) 職員に対する人権啓発 .....	12
II 相談・支援の推進 .....	13
III 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり .....	14
<b>第3章 分野別人権施策の推進</b> .....	15
1 女性 .....	15
2 子ども .....	17
3 高齢者 .....	19
4 障害のある人 .....	21
5 同和問題（部落差別） .....	22
6 外国人 .....	24
7 犯罪被害者やその家族 .....	25
8 感染症等（HIV・ハンセン病等）に関わる人権 .....	26
9 アイヌの人々 .....	27
10 インターネットによる人権侵害 .....	28
11 北朝鮮当局による拉致問題 .....	30
12 災害時における人権への配慮 .....	31
13 性の多様性に関わる人権 .....	32
14 様々な人権問題 .....	34
<b>第4章 推進体制</b> .....	35
1 庁内の推進体制 .....	35
2 国、県、市町村、民間団体等との連携 .....	35
◇用語解説 .....	36
◇施策体系 .....	42
◇資 料 .....	44

## 第1章 基本的な考え方

### 1 人権施策推進の背景

#### (1) 人権をめぐる国内外の流れ

昭和20（1945）年に世界の平和と安全の確保、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。

昭和23（1948）年、国連は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

その宣言の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定されています。

その後、この基本的精神を実現するため、「人種差別撤廃条約」（昭和40（1965）年）、「国際人権規約」（昭和41（1966）年）、「女子差別撤廃条約」（昭和54（1979）年）、「児童の権利に関する条約\*」（平成元（1989）年）などの人権関係諸条約が採択されるとともに、「国際人権年」（昭和43（1968）年）をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重や差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

さらに国連では、こうした条約の採択等による取組だけでなく、平成5（1993）年のウィーンにおける世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。この会議では、これまでの人権教育\*の潮流を再認識し、女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者\*あるいはエイズ\*患者、並びに他の社会的弱者の人権の強化を強調し、そのための実効ある行動として人権教育\*の展開を示しました。

これを受け、平成6（1994）年の国連総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において人権文化を築くことを目的として「人権教育\*」を積極的に推進するよう「人権教育\*のための国連10年行動計画」が示されました。この行動計画終了後も人権教育\*は不可欠であるとの認識のもと、平成17（2005）年に「人権教育のための世界計画」が開始されました。この世界計画では終了期限を設けておらず、3年ごとにフェーズ\*及び行動計画が策定され、令和2（2020）年より開始された第4フェーズ\*では、青少年を主な対象にし、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点を置いています。

また、平成27（2015）年の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）\*」が採択されました。これは、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会共通の普遍的な目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「全ての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎になることを示しています。

このように、国際社会では、「人権の世紀」と呼ぶに相応しい世界の実現に向けた取組が続けられています。

国内においては、昭和22（1947）年に基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行されました。そして、昭和31（1956）年に国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たしました。その後、国際社会の一員として、人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組が進められてきました。

平成7（1995）年に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育\*のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年「人権教育\*のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

さらに平成9（1997）年、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法(時限立法)」が施行されました。そして、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会\*」において、平成11（1999）年には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成13（2001）年には「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」それぞれ答申が出されました。

平成12（2000）年、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律\*」が制定され、人権教育\*及び人権啓発\*の推進は、国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、「犯罪被害者等基本法」（平成16（2004）年）、「高齢者虐待防止法」（平成17（2005）年）、「障害者総合支援法」（平成17（2005）年）、「改正DV\*防止法」（平成19（2007）年）の整備や改正、さらには「人権3法」と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律\*」、「部落差別の解消の推進に関する法律\*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律\*」（平成28（2016）年）の施行など、個別の人権関係の法律により、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が行われています。

## (2) 埼玉県取組

埼玉県では、埼玉県長期ビジョンや埼玉県新5か年計画において、「人権尊重の社会づくり」を目指して、同和問題（部落差別）の解決をはじめ、差別のない明るい社会を実現するための「差別を許さない県民運動」の推進、社会全体で子育てを支援する環境づくりを図るための「子どもの人権を尊重する社会づくり」の推進等、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、様々な偏見や差別、児童等に対する虐待などの人権問題が後を絶たず、国際化、少子高齢化、ICTの進歩やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)\*の普及など社会情勢の急激な変化に伴い、人権問題は複雑・多様化するとともに、プライバシーをめぐる問題など新たな人権課題も生じています。

そこで、平成13(2001)年4月、庁内に「埼玉県人権政策推進会議」を設置し、全庁を挙げて「人権尊重」の視点を基本においた行政運営に取り組んできました。

さらに、県が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を平成14(2002)年3月に策定し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、総合的に人権教育\*及び人権啓発\*に取り組んできました。

また、平成18(2006)年5月に民間団体等との連携による「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」を設置し、人権啓発活動を進めています。

そして、平成24(2012)年3月、これまでの取組の成果や今後の課題を踏まえ、「(改定)埼玉県人権施策推進指針」を策定しました。

この指針の計画年度の終了にあわせ、新たに制定された法令や計画との整合性を図るとともに、新たな人権課題へも的確に対応するため、令和4(2022)年度を初年度とする「埼玉県人権施策推進指針」(第2次改定)を策定しました。また、令和4(2022)年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例\*」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例\*」を施行し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」を目指した取組を進めています。

## (3) 東松山市取組

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律\*」の第5条に規定された地方公共団体の責務を踏まえ、人権施策の推進に関する事項に関し調査及び審議するため、東松山市人権施策推進審議会を置きました。また、全庁を挙げて市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を統合的かつ効果的に推進するため、東松山市人権政策推進会議を設置し、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

本市が進める人権教育\*、人権啓発\*等について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権意識の高揚を図るため、平成26(2014)年に「東松山市人権施策推進指針」を策定し、人権尊重の視点に立った人権施策など総合的かつ計画的な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお差別事象は現存しており、昨今の急激な社会環境の変化に伴い、人権問題は多様化する傾向にあり、女性、子ども、高齢者に対する人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)\*上でのいじめ、性的少数者への偏見、また、新型コロナウイルス感染症に関する差別や外国人へのヘイトスピーチ\*など新たな人権課題も発生しています。

こうした人権課題に対する啓発や被害の防止対策、相談・支援体制の充実など、より一層の取組の強化が求められています。

また、令和3(2021)年に策定した「第五次東松山市総合計画後期基本計画」では、目指すべきまちの姿として、「市民一人一人の人権が尊重され、いきいきと幸せに生活できるまち」とし、依然として続いている人権問題に対応するため、人権意識の向上や人権教育\*の推進、男女共同参画社会の推進を掲げて、総合的に施策を講じることとしています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や課題を踏まえるとともに、この後期基本計画の方向性や前述した国内外の人権に関わる社会情勢等に鑑み、本指針を改定し、人権課題の解決に向けて取り組んでまいります。

## **2 人権施策の基本理念**

本市は、「すべての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を推進します。

この基本理念に基づき、次の3つが共に実現した社会を目指します。

### **(1) 一人一人が個人として尊重される社会**

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人一人が尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

### **(2) 機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会**

全て人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指します。



(3) **一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会**

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

### **3 指針の性格**

- (1) 市が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、市民をはじめNPOや企業などに対して市の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めて行くものです。
- (2) 本市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」及び「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を踏まえるとともに、市の分野別計画等と密接な関連を持ったものです。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律\*」第5条に規定された地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

### **4 目標年次**

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、令和6（2024）年度から概ね10年間を見通したものとします。  
なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 人権施策の推進方向

市政のあらゆる分野の業務は、市民一人一人の生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関等との連携が必要となります。

このため、市の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

### I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

### II 相談・支援の推進

### III 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、犯罪被害者やその家族、感染症等（HIV・ハンセン病\*等）に関わる人権、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、性の多様性に関わる人権を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題が重複してさらに困難な状況を招く、複合的な人権課題への対応も必要です。

## I あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

### 1 人権教育\*

本市においては、「人権を尊重する教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育、同和教育、福祉教育及び男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭及び地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育\*を総合的に推進します。

人権教育\*を推進する際の基本的な方針は次のとおりです。

#### ○ 市民が主体となる人権教育\*

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育\*を推進します。

#### ○ 生涯を通じた人権教育\*

生涯学習の視点に立って、学校、家庭及び地域社会が相互に連携し、幼児期からの発達段階に応じた生涯を通じた人権教育\*を推進します。

#### ○ 人権感覚\*を培う人権教育\*

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚\*を身に付けた市民の育成を図る人権教育\*を推進します。

#### ○ 共生の心を醸成する人権教育\*

自分や他者の人権について正しく理解し、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育\*を推進します。

## (1) 学校等における人権教育\*

### 【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人一人を大切にすることを推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような認識に基づき、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

### 【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人一人を大切にすることを推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

また、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）\*をはじめとするインターネットの普及に伴う人権侵害という新たな課題への対応として、情報モラル教育の推進を図ります。

#### ① 発達段階に応じた人権教育\*の推進

人権教育\*の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚\*を育てます。

##### ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

##### イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

##### ウ 保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校の連携による人権教育\*の推進

保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育について

は人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校が、一層連携し、人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導ができるよう取り組みます。

エ 急激に発達する情報化社会において、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器を利用した、いじめや犯罪の被害者・加害者になることを防ぐため、情報通信機器の正しい使用方法を学ぶとともに、子どもたちが自他の権利を尊重し、自ら考え、判断・行動できるような情報モラル教育の推進を図ります。

## ② 人権教育\*の学習内容・指導方法の工夫と改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚\*育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫と改善を図ります。

また、人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

## ③ 教育相談体制の充実

学校相談員の配置やスクールカウンセラー\*、スクールソーシャルワーカー\*の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実を図ります。

## ④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育\*

### 【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚\*を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、様々な場において、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権問題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法の工夫と改善をしていくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会での身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習ができる機会の提供に取り組みます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育\*の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚\*の定着と支援体制の充実

人権教育\*は、家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に図ります。

#### ② 地域社会における人権教育\*の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、市民の人権意識を高める学習機会の提供、参加・交流を促進する事業の実施など、地域社会において生涯を通じて学習できる人権教育\*の充実に図ります。

#### ③ 人権教育\*の指導内容及び指導方法の工夫と改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育\*の指導内容及び指導方法の工夫と改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭及び地域社会が一体となって総合的な取り組みを行うためには、指導者の養成と充実に図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結び付く研修等を充実させるとともに、指導者の養成を図ります。

## **2 人権啓発\***

### **(1) 市民全般に対する人権啓発**

#### **【現状と課題】**

女性、高齢者、同和問題（部落差別）など、それぞれの分野での広報紙、ホームページ、冊子等による広報活動と講演会などのイベント開催による啓発活動を行っています。

今後は、市民一人一人が自分自身の課題として、人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発\*活動をより効果的に推進することが必要です。

#### **【施策の展開方向】**

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するように、県、市民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

また、人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務や職場に応じて効果的に推進することにより、市民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう啓発活動を推進します。

#### **① 市民への啓発**

市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページ、リーフレット、ソーシャルメディア\*等を活用し、効果的に啓発活動を推進します。

また、人権尊重意識の高揚を図るため、講演会や各種イベントを実施するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等と連携した啓発に取り組みます。

#### **② 企業等への啓発**

企業等において、ハラスメントに対する適切な対応が講じられるとともに、人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にした組織づくりが進むよう、啓発活動を推進します。

また、個人の適性と能力に基づく公正な採用選考が行われるように、ハローワーク等と連携し、啓発活動を推進します。

#### **③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発**

従事者が人権に深いかかわりを持つことの多い医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する啓発活動を推進します。

#### **④ NPO等との連携強化**

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

## (2) 職員に対する人権啓発

### 【現状と課題】

公務員の業務は様々な人権に深い関わりを持つことから、職員研修等を通して、人権意識の高揚を図るとともに、適切な対応が実践できるよう取り組んできました。

今後においても、職員一人一人が、これまで以上に人権尊重の理念を理解し、人権問題に対する高い意識を持ち、対応する相手の立場に立った行動がとれるよう、幅広い研修と啓発が求められています。

### 【施策の展開方向】

全ての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

#### ① 行政職員

行政職員には、人権に配慮した業務の遂行が必要であることから、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育\*及び人権啓発\*の推進に積極的な役割を担うよう、職員の人権意識の向上を図ります。

#### ② 教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実させるとともに、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。



## Ⅱ 相談・支援の推進

### 【現状と課題】

市は、人権相談、行政相談、法律相談、消費生活相談、教育相談等の窓口を設置して様々な相談業務を行っています。

女性に対する暴力や子ども、高齢者及び障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談内容は、複雑・多様化しています。

今後においても、国、県、近隣市町村、民間団体等と連携を図り、迅速かつ適切な対応をするための相談・支援体制を一層強化していくことが重要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、法務局をはじめ、国や県の関係機関、近隣市町村、人権擁護委員\*協議会、民間団体等と連携を図り、協力体制の強化に取り組みます。

#### ② 相談窓口の充実

市民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談ができるよう、各相談窓口の充実や活動内容の周知を図ります。

人権に関する相談に対して、適切な対応ができるよう、関係職員や相談員の資質の向上を図ります。

#### ③ 支援の充実

女性への暴力、子ども、高齢者などへの虐待等の様々な人権侵害を早期に解決するため、支援体制の充実を図ります。

また、認知症\*高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

#### ④ 救済（苦情解決策）等に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に関する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する関係機関と連携し、救済に向けた取組の充実を図ります。

#### ⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### Ⅲ 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり

#### 【現状と課題】

市内で、市民、NPO、企業等多様な主体によって行われている人権尊重の地域づくりは、市や県など行政が進める人権施策とともに人権尊重社会の形成に重要なものであることから、今後の取組の充実が期待されます。

また、児童虐待やいじめ、DV\*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や侵害を受けた人の保護を図るためには、市民の連帯による取組が必要です。

人権課題が多様化し、人権侵害事例も増大していくことが予想される昨今の状況において、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人やLGBTQ\*などを含む全ての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現のため、市民、NPO、企業等あらゆる主体が連携し、広く社会全体で人権を守る仕組みをつくることが重要です。

#### 【施策の展開方向】

市民、NPO、企業等の地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で市民一人一人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、市民や企業など多くの関係者による地域を挙げての人権を尊重する取組です。

このことから、児童虐待、いじめ、DV\*等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、市民の連帯による取組を促進します。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくりまします。

#### ① NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育\*、人権啓発\*、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、市民、NPO、企業などとの連携を推進します。

#### ② 市民参加による地域づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域づくりに取り組むとともに、市民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取組を支援します。

#### ③ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめ、全ての人々が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー\*化を図るとともにユニバーサルデザイン\*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

## 第3章 分野別人権施策の推進

### 1 女性

#### 【現状と課題】

全ての人が性別に関わらず平等であり差別されないとする理念は、日本国憲法や世界人権宣言に明記されています。また、法制上も「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」により男女平等の原則が確立されているとともに、平成28（2016）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍を促し、社会的地位の向上を図るための法整備が進められてきました。

しかしながら、「男性はこうあるべき」、「女性はこうあるべき」といった性別役割による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス\*）は、今も社会に根強く残っています。令和4年度の市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という男女役割分担意識の考え方について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成である」の割合が11.7%、「どちらともいえない」の割合が41.6%、「どちらかといえば反対」、「反対」をあわせた「反対である」の割合が44.0%でした。

こうした性別による固定的な役割分担意識の考え方が、家庭や職場、地域など様々な場面で男女差別を生む原因となっています。

また、性別による固定的な役割意識により、政策・方針決定過程における女性の参画や能力を発揮できる機会が男性と同じように提供されているとは言えず、就業においても、非正規雇用労働者に占める女性の割合は高く、景気低迷などの際に経済的困難に陥る可能性が高いことなどが危惧されています。

さらに、女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力（DV\*）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント\*、売買春などの暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

性別によって差別され、役割を強制されることなく、全ての人が互いに尊重し、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指すことは、未来に向けて取り組まなければならない重要な事項です。このような状況を踏まえ、本市では、令和3（2021）年3月に「第5次ひがしまつや共生プラン」を策定し、「男女の人権を尊重する意識づくり」、「男女が共に健やかに暮らせる環境づくり」、「男女共同参画の視点に立った体制づくり」、「人権が尊重されDVのない社会づくり」の4つの基本目標を掲げ、全ての人が性別にとらわれることなく社会のあらゆる分野に参画し、互いに尊重し合い、自分らしく健やかに暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後においても、性別による固定的な役割分担意識を見直すための教育・啓発を推進するとともに、あらゆる機会での平等に向けた取組を強化していくことが必要です。

## 【施策の展開方向】

### ① 教育・啓発の推進

一人一人が男女共同参画社会についての理解を深め、固定的な役割分担意識を見直すため、ひがしまつやま共生プランに基づき男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

また、全ての人の人権が平等に尊重される社会を築くため、男女の人権や性の尊重について教育・啓発を推進します。

### ② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

DV\*、セクシュアル・ハラスメント\*、性犯罪、ストーカー行為\*等のあらゆる暴力から女性を守るため、警察、県、関係機関等との連携を図り、迅速で適切な相談・支援体制の充実に取り組みます。

また、DV\*被害者支援においては、被害者の早期発見と安心、安全の確保を図り、関係機関と連携しながら相談から一時保護、自立支援まで、継続的な支援を行います。

### ③ 男女共同参画による地域づくり

市民一人一人にとって住みよい地域社会をつくるため、様々な活動に男女の意見が共に反映されるよう、あらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識を解消するための取組を推進します。

### ④ 多様な生き方を選択できる条件整備の推進

男女が共に幅広い職種や業務で能力を発揮することができるよう、男女雇用機会均等法の普及や育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、就業環境整備への啓発を推進します。

また、男女が共に仕事、家庭及び地域のバランスのとれた生活を実現するために、ワーク・ライフ・バランス\*（仕事と生活の調和）の推進に取り組みます。

## 2 子ども

### 【現状と課題】

我が国が平成6（1994）年に批准した「児童の権利に関する条約\*」では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの生存、発達、保護、参加等の包括的な権利を保障しています。

しかしながら、近年の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、情報化の進展などにより大きく変化しました。

こうした中で、人権を侵害するいじめ、体罰、虐待に加え、不登校、ひきこもり、貧困、児童ポルノ等の性被害など憂慮すべき問題が発生しています。また、年齢にふさわしくない責任を負い、家事や家族の世話、介護などを日常的に行うヤングケアラー\*と呼ばれる子どもの問題もあります。本人が問題と認識していないことも多く表面化しにくい構造であることから、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上など、様々な社会資源と連携した行政の取組が求められています。

このような状況への対応を含め、本市では、平成27（2015）年3月に「ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定しました。これらの計画を通じて、市民が安心して子どもを育てられる環境の整備や未来を担う子どもたちへの支援として、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

令和元（2019）年に、これまでの取組の成果・課題等を踏まえて、「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定しました。

このプランに基づいて、更に、子ども・子育て支援策を総合的・計画的に推進し、社会全体で切れ目のない子育て、親育ちの支援の充実を通じて、子どもの笑顔がより一層かがやく社会を実現することを目指します。

学校教育においては、複雑化・多様化するいじめに対応するため、児童生徒を対象として、平成26（2014）年に、「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。いじめの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

### 【施策の展開方向】

#### ① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子どもの権利擁護を図るため、市民に対してあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

特に幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育みます。

#### ② 児童虐待防止といじめ問題への取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、市民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及啓発活動を推進します。

また、いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けた取組を推進します。

さらに、子どもが家庭や学校において安心して生活が送れるよう、子どもや保護者などからの相談体制を充実させ、それらの防止や解決に向けた取組を推進します。

### ③ 子育て支援サービスの充実

子育てに関する保護者の不安や負担を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

### ④ 子どもが健やかに安心して暮らせる環境づくり

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その教育の機会均等が保障されるとともに、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするための支援と環境整備を推進します。

また、学校、家庭及び地域社会の連携を強化して、地域ぐるみで子どもの健全育成を図る環境づくりを推進します。

### 3 高齢者

#### 【現状と課題】

全国的に少子高齢化が進行する中、令和5年4月現在、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の構成比）は29.8%となっています。こうした中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

このような状況の中、本市は、令和3（2021）年3月に第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「いつまでも自分らしく安心して暮らせるまち 東松山の実現」を目指して、高齢者保健福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

今後においても、高齢者の人権が尊重される社会の構築に向けた取組を強化していくことが必要です。

#### 【施策の展開方向】

##### ① 啓発活動・福祉教育の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に取り組みます。

また、広く市民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に取り組みます。特に、認知症\*についての正しい理解の普及を図ります。

##### ② 自立支援と社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう、多様な福祉サービスの展開を図ります。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験を地域で生かすことができる場を設定し、生涯学習、就労支援、地域活動などの社会参加を促進します。

##### ③ 高齢者虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の尊厳が守られる社会を構築するため、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図ります。

##### ④ 介護サービスに対する相談体制の充実

高齢者や家族に対して総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

介護保険サービス等に対する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

**⑤ 福祉のまちづくりの推進**

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー\*化を図るとともに、ユニバーサルデザイン\*の考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。



## 4 障害のある人

### 【現状と課題】

障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、情報面での障壁など、障害のある人が地域社会及びそこで行われる様々な活動に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、地域や施設で暮らす障害のある人が身体的、精神的、経済的に不利益をこうむることがあってはなりません。

本市では、令和4（2022）年3月に「第三次市民福祉プラン後期計画」を策定し、「障害の有無にかかわらず、個性と能力を発揮し、自分らしく安心して暮らせるまち」の実現を目指し、取り組んでいます。

今後においても、障害のある人の人権が尊重される社会の構築に向けた取り組みが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 教育・啓発の推進

障害に対する正しい理解を促進し、障害のある人の人権が軽んじられることのないよう現状の認識を深め、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けた啓発を推進します。

#### ② 自立支援と社会参加の促進

障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの利用による障害のある人の自立支援と社会参加の促進を図ります。

#### ③ 障害者虐待防止と権利擁護の推進

障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、障害者虐待の未然防止と早期発見を図るため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、その解決を図ります。また、関係機関と連携し、権利の擁護や行使に関する相談・支援体制の充実に取り組みます。

#### ④ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー\*化を図るとともに、ユニバーサルデザイン\*の考え方にに基づき、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

#### ⑤ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣などを行い、情報のバリアフリー化を推進します。

## 5 同和問題（部落差別）

### 【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重要な問題です。

昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法\*」が制定されて以来、平成14（2002）年3月末までの33年間にわたり、特別措置法に基づき、国や地方公共団体が一体となって、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その後本市では、平成15（2003）年に「今後の同和対策の基本方針」を策定し、様々な問題解決に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物理的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別\*の解消はほぼ達成されました。

しかし、心理的差別\*については、教育・啓発による同和問題（部落差別）に対する正しい理解の深まりにより着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職などでは、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得などの差別事象が依然として見られます。

また、インターネットなどを悪用した差別的な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなど新たな問題も発生しています。

このほか、同和問題（部落差別）を口実に不法・不当な行為や要求を行う「えせ同和行為\*」は、同和問題（部落差別）に対する誤った認識を植え付け、解決の妨げになるなど、いまだに課題として残されています。

このような状況から、部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律\*」が、その後、埼玉県において、令和4（2022）年7月に、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例\*」が施行されました。

今後においても、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題（部落差別）を重要な人権課題の一つとして捉え、引き続き教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 同和問題（部落差別）に関する人権教育・啓発の推進

現実に起こっている様々な差別事件を学習し、同和問題に関する正しい知識を身に付けることによって、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとして捉え、差

別や偏見をしない、させない、許さない、見逃さない心を育てる教育を推進します。

また、同和問題に関する差別意識の解消に向けて、人権啓発イベントの開催、各種媒体による啓発などによる意識啓発とともに、身元調査に係る戸籍等不正取得の防止のための事前登録型本人通知制度の拡充や土地建物調査に関する宅地建物取引人権ガイドラインの周知に取り組みます。

さらに、教育の分野では引き続き集会所を中心とした小中学生学級における学力向上のための取組を進めるとともに、本市独自の奨学資金制度の利用を促し、就学・進学のための機会を拡大する取組を進めます。

## ② インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

インターネット上に人権侵害情報の書き込みを確認した場合は、埼玉県や関係団体等と連携し、法務局へ削除要請するなどの対応をします。

## ③ 地区内外の交流の促進

同和問題（部落差別）の解決を考える上では、人権感覚\*を育成することが重要であり、様々な人とのふれあい、体験を通して自然に人権感覚\*が身につくような取組が必要です。このことから、地区内外の市民の交流とコミュニケーションの充実を促進します。

集会所については、今後も地域住民の交流の場として人権尊重の新しいまちづくりの拠点として活性化に取り組んでまいります。

## ④ 人権に関わる相談と救済

人権擁護委員による人権相談のほか、各種相談事業との連携を深め人権に関わる相談体制の充実を図ります。また、人権救済の重要性に鑑み、人権を侵害された方に対する救済活動を関係機関との連携を密にして取り組みます。

## ⑤ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、何らかの利益を得るため、同和問題（部落差別）を口実にして企業・行政機関等へ不当な圧力をかけるもので、その行為自体が問題であり、排除されるべき性格のものです。同和問題（部落差別）を正しく理解し、何がえせ同和行為\*であるかを明確に見極め、その排除に向けた対策を一層推進します。

## 6 外国人

### 【現状と課題】

我が国においては、外国人材の活用やグローバル化\*の進展に伴い、外国人住民が増加しているという状況にあります。

本市における在留外国人の人数は、令和5年4月1日現在で、3,081人で、市人口の3.4%となっています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要です。

平成28(2016)年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律\*」が施行されたことなども踏まえ、今後においても、外国人の人権が尊重される多文化共生社会\*の構築に向けた取組を強化していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 多文化理解の推進

文化、習慣等の違いから生じる外国人に対する差別や偏見並びに特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動やヘイトスピーチ\*がなくなるよう、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

#### ② 生活支援の充実

外国人住民が安全・安心に自立して生活できるよう、教育、住宅、医療、福祉、防災など様々な分野で生活支援の充実を図ります。

また、外国人住民が、日本語学習の必要性を理解し、自ら学習することができるよう啓発するとともに、東松山市国際交流協会と連携し、学習機会の提供を促進します。

#### ③ 外国人住民の地域社会への参画支援

多文化共生のまちづくりを推進するため、地域における外国人住民との交流機会の創出、外国人住民のまちづくり活動への参加促進など、関係機関、ボランティア団体等との連携により、取組を進めます。

## 7 犯罪被害者やその家族

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった直接的な被害に加え、事故の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々からの心ない噂、中傷、偏見などの精神的被害、失業や廃業、働き口を失い経済的被害を受けるなどの二次的被害に苦しめられています。

こうした中、国は、平成16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者の保護と支援が明文化されました。

埼玉県では、平成30（2018）年に、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的として、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めた「埼玉県犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

本市では、平成31（2019）年に、「東松山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じ、必要な支援を行っています。

しかしながら、犯罪被害者等に対する各種の支援体制はいまだ十分とはいえないことから、多くの機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 啓発活動の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、市民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

#### ② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等が直面している様々な問題についての問合せや相談については、できる限りワンストップ窓口で対応することが必要です。内容は、経済支援、保健医療、福祉、住宅、雇用、教育など多岐にわたりますが、臨床心理士による心のケア等も含め、必要な情報の提供や助言、相談等のきめ細かい支援をしています。

支援体制については、庁内の関係各課はもとより、埼玉県、埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター及び関係機関等と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

## 8 感染症等（H I V・ハンセン病等）に関わる人権

### 【現状と課題】

エイズ患者・H I V感染者\*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分解消されていません。このことから、エイズ・H I Vについての正しい知識・理解の普及を図り、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・H I Vに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、実際には感染力が弱く、治療法が確立されているという事実に基づき、正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、医療・福祉サービスの提供における患者達の人権への配慮、各種感染症に関する啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病は、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

また、プライバシーへの配慮等、患者等が安心して医療が受けられるために医療環境の整備を図ることも課題となっています。

### 【施策の展開方向】

#### ① 人権教育・啓発の推進

正しい知識の人権教育・啓発は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

正しい知識の教育・啓発活動を関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、感染者の就業支援等に取り組みます。

#### ② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

## 9 アイヌの人々

### 【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や宗教、口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）のユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）など独自の豊かな文化を育んできました。しかし、明治政府による同化政策以降、その伝統的な文化や生活基盤は失われ、強制的な移住や差別もあり、経済的に困難な状況に置かれてきました。

今日では、独自言語を理解し、独自の伝統を担う人々の高齢化が進み、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。アイヌの人々が、憲法の下で基本的人権が平等に保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、学校や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。

このため、平成9（1997）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

また、令和元（2019）年には、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すため「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多岐にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要となっています。

### 【施策の展開方向】

#### ① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を、関係機関、NPO等との連携を図りながら推進します。

## 10 インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

現代社会は、インターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォンなどの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続でき、情報の収集や発言、ネットを通じた人とのコミュニケーションが容易になり、子どもから大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

しかし、その情報発信の容易さや匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する情報が掲載、拡散されるなどの人権侵害が発生しています。また、悪意のある情報の掲載だけでなく、ソーシャルメディア\*を利用することによって、青少年が違法薬物や性被害などに巻き込まれ、高齢者が詐欺被害に遭うなど、犯罪の温床になるケースが増加しています。

このため、国では、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を、平成20（2008）年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）\*」を、平成26（2014）年には「私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）\*」を、それぞれ制定しました。

他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、十分ではありません。また、インターネットでは、一旦ソーシャルメディア\*などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に消すことは容易ではありません。

インターネット利用者一人一人が、インターネットは公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

### 【施策の展開方向】

#### ① 人権教育・啓発の推進

差別的な書き込みや誹謗中傷、いじめ等の防止、個人情報漏えいやプライバシー侵害等の防止に向け、人権教育・啓発の中にインターネットの人権問題を位置付けて、インターネット利用におけるモラルの醸成を図ります。

また、小・中学校において、情報の取扱いに関するモラルを指導するとともに、保護者に対して意識啓発を図り、子どもたちが正しく安全なインターネット活用ができるようにすることでインターネットによる人権侵害の防止に取り組みます。



## ② 相談・支援体制の充実

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際は、適切に対応するため、さいたま地方法務局や関係機関、関係団体等と連携を図ります。

なお、比企郡市人権政策協議会では、構成自治体が連携し、定期的にモニタリング事業を実施していることから、この取組を継続してまいります。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）\*や掲示板などのソーシャルメディア\*を利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進します。

## 11 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状と課題】

平成14（2002）年9月に、日朝首脳会談が開かれ、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は、長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、平成16（2004）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

一方で、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題に関する啓発に取り組む等、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とされました。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。

北朝鮮による拉致は、決して許されない犯罪行為であり、重大な人権侵害です。拉致被害者が1日も早く帰国できるよう、この問題への認識を深める必要があります。

### 【施策の展開方向】

#### ① 啓発活動の推進

拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発活動を国や県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

## 12 災害時における人権への配慮

### 【現状と課題】

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により被害を受けた人たちが、根拠のない思い込みや偏見で、ホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障害のある人、子ども、外国人などいわゆる「要配慮者\*」や女性などへの避難所生活での配慮が課題となりました。

その後も、毎年のように各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。中でも、令和元年東日本台風（台風19号）は、本市にも甚大な被害をもたらしました。

災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権に配慮することについて、関心と認識を深めることが必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

#### ② 災害時の対応

相談、支援、情報の伝達、避難所の体制の構築に当たっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応します。

高齢者や障害のある人、外国人等の要配慮者の人権に配慮した支援体制や避難所等の生活環境の充実に取り組みます。

## 13 性の多様性に関わる人権

### 【現状と課題】

性のあり方には、生物学的な性（からだの性）と自分の性をどのように認識しているかという性自認（自認する性）、どのような性を好きになるかという性的指向、服装や行動、振る舞いなどから見る社会的な性別を表す性表現などの要素があります。

性のあり方が多様であることについては理解が広まっているものの、いまだ十分とは言えません。性別は男性と女性だけ、恋愛を異性だけとする固定観念が社会に残る中、性のあり方の理解不足から生まれる偏見や差別により、多くの当事者が生きづらさを感じています。

同性愛者や両性愛者の人、また、出生時に割り当てられた性別と性自認が異なることで性別に違和感を持つ人の中には、周囲の無理解などにより偏見の目で見られ、社会生活に支障をきたしたり、学校や職場などにおいていじめや差別を受け苦しんでいる人がいます。

そして、近年では性的指向や性自認などを本人の同意なく第三者に伝える「アウトティング」が問題となっています。いつ、誰に、どのように伝えるか、伝えないかは当事者が決めることであり、アウトティングが人権侵害であることを理解する必要があります。

令和2（2020）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されました。この改正では、パワー・ハラメントの防止規定が示され、性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウトティングの行為などに対して、企業に防止策を講じることが義務付けられました。

本市においては、性の多様性に配慮した市政を行うため、令和2（2020）年9月に申請書等に関する性別欄の見直しを全庁的に行いました。また、市民がお互いの人権を尊重しながら、一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、令和3（2021）年7月から「東松山市パートナーシップ宣誓制度\*」を実施しています。

県では、令和4（2022）年7月に「埼玉県の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行しました。この条例では、好きになる性や自分の性の認識が地域、学校、職場などで尊重され、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できるような性の多様性が尊重される社会の実現を目指しています。

さらに、国においては、令和5（2023）年6月に、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティ\*にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています。

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するためには、性の多様性への正しい理解と認識を深めることが必要です。

#### **【施策の展開方向】**

##### **① 性の多様性を尊重した教育の推進**

子どもの発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

また、教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修の充実を図ります。

学校において、日頃から子どもたちが相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える子どもに寄り添った相談支援の充実を図ります。

##### **② 啓発活動の推進**

性的少数者に関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性への理解が促進されるよう市民や事業者への周知啓発を図ります。

##### **③ 相談・支援体制の充実**

関係団体と連携しながら、当事者が抱える悩みに寄り添い、必要な支援の提供や問題解決を図るため、相談・支援体制の整備に取り組みます。

また、当事者の居場所づくりを推進することで、生きづらさを感じ、孤立することを防ぎます。

## 14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の分野別人権課題のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題については、人権尊重の視点から正しい知識の普及と啓発を図るとともに、関係機関等と連携して効果的な相談・支援活動を推進します。

### (1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

### (2) ホームレスの人権

路上（野宿）生活者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

### (3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など大きな問題を引き起こします。

### (4) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引は、トラフィッキングとも言われ、女性や子どもといった弱い立場の人を強制的な手段により、別の国や場所に移動させて、強制労働や性的搾取に及ぶことをいいます。我が国においても、外国人女性が人身取引により強制的に飲食店などで働かされている事案が発生しています。

### (5) その他

孤立による人権問題、婚外子の人権、依存症、ひきこもり\*に関する人権問題などがあります。

社会の多様化の進展に伴い、新たな人権問題も発生している状況の中で、一人に複数の人権問題が重なっている場合も生じており、行政や学校、家庭、地域、職場などにおいて、市民一人一人が人権課題を自らの課題として捉えていく必要があります。

## 第4章 推進体制

### 1 庁内の推進体制

人権施策の推進に当たっては、「東松山市人権政策推進会議」を設置し、全庁的な体制の下、総合的かつ効果的な推進を図ります。

市の関係部課においては、この推進指針の趣旨を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。

また、推進状況について毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう取り組みます。

### 2 国、県、市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を強化し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、人権に関わる機関や団体と連携協力を図りながら、総合的な人権施策を推進します。

## 【用語解説】

※本文中で、「\*」を付した言葉について50音順に説明を掲載しています。

アンコンシャス・バイアス	「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するときに、これまでに経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせて、「この人は〇〇だからこうだろう」「ふつう〇〇だからこうだろう」というように、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされるもの。
エイズ (AIDS)	後天性免疫不全症候群 (Acquired Immune Deficiency Syndrome)。HIV (ヒト免疫不全ウイルス) に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人がかからないような病気を引き起こしている状態のこと。
HIV感染者	ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になっている。
えせ同和行為	同和問題 (部落差別) を口実にして、個人、企業、行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。
LGBTQ	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、クエスチョニング (性のあり方を決めていない、決められない等の人) など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
グローバル化	政治経済、文化など様々な分野において、従来の国家・地域の垣根を越えて地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例	性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本理念や施策の基本事項を定め、県・県民・事業者の責務や市町村への支援に関する取組を定めた条例で、令和4 (2022) 年7月8日施行。
埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	部落差別解消の必要性に対する県民の理解を深め、部落差別のない社会を実現するため、国・市町村・県民・事業者と連携を図りながら施策を推進する県の基本理念や責務を定めた条例で、令和4 (2022) 年7月8



	日施行。
ジェンダーアイデンティティ	自分の性別をどのように認識しているかを表す概念であり、生まれ持った身体的性別と一致する場合もあれば、そうでない場合もある。人の性自認は男性や女性だけではなく、その両方に該当することもあれば、どちらにも該当しないこともある。
私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ防止法)	性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生している実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律で、平成26(2014)年に制定。
持続可能な開発目標 (SDGs)	平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択された。これは、「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことで、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指している。
実態的差別	同和地区の人々の生活上に現れている差別のことで、具体的には、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れるものをいう。
児童の権利に関する条約	平成元(1989)年11月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成6(1994)年4月に批准。(この条約は、18歳未満の全ての子どもに適用される。)
障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。平成28(2016)年施行。
人権感覚	人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとと

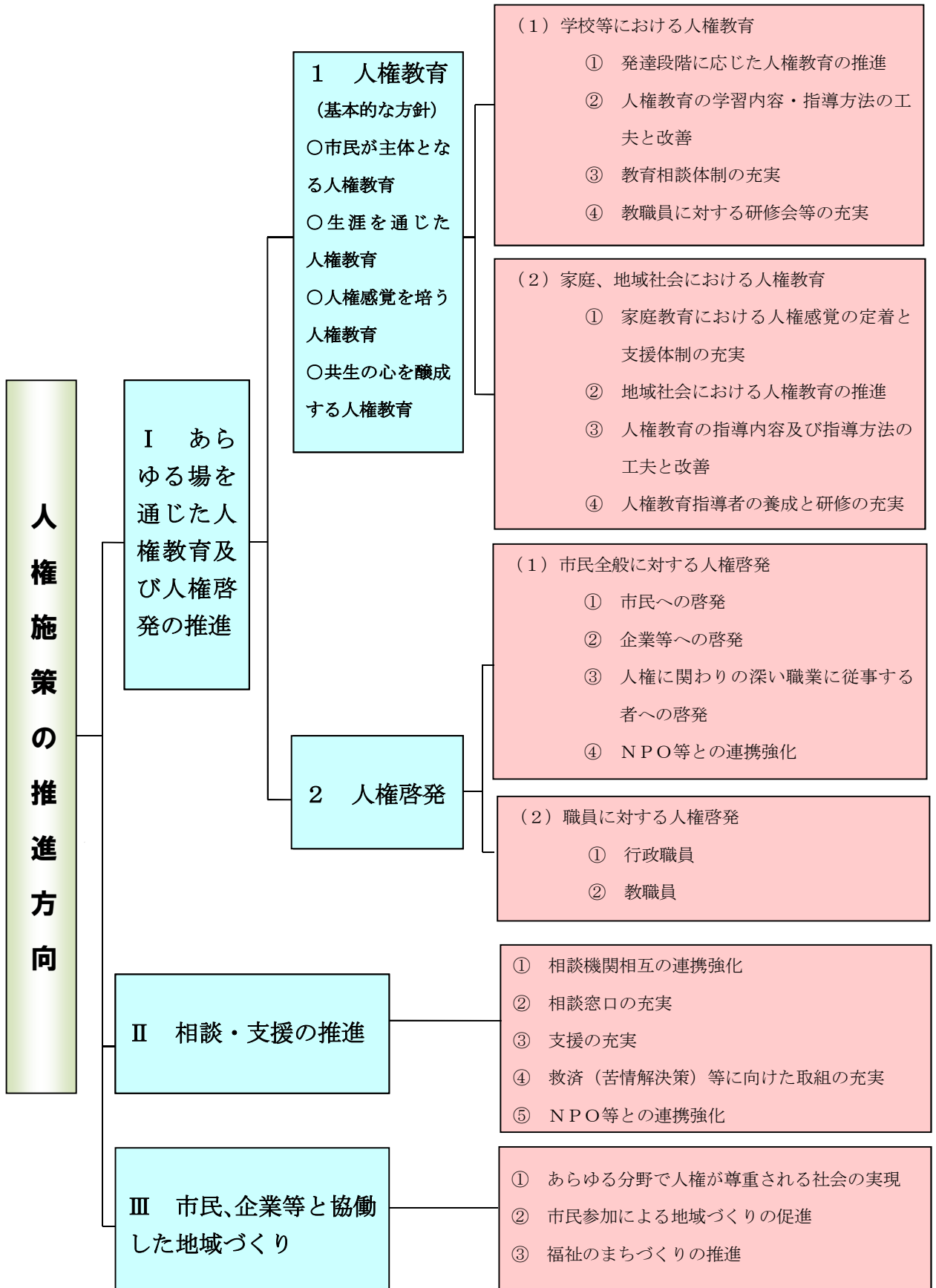
	もに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、平成12(2000)年12月6日に制定された法律。
人権教育	「人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とする教育活動」のこと。
人権啓発	「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職。市町村の推薦により、法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。
人権擁護推進審議会	同和問題(部落差別)を含めた人権擁護に関する施策を推進するため、平成9(1997)年3月に施行された人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号/5年間の時限立法)に基づいて設置された審議会。
心理的差別	人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称(身分の差別呼称)を使って侮蔑したり、不合理な偏見により、交際、結婚、就職などを拒むといった行動に現れる差別のこと。
スクールカウンセラー	いじめや不登校などの問題に対応するため、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる臨床心理に関する専門的な知識や経験を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校における子どもたちの福祉に関する支援に従事するもの。
ストーカー行為	同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、インターネット関係事業者には義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みんなが、子どもたちを有害情報から守る取組を求める法律で、平成20(2008)年に

	制定。
性的指向	いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかということ。大きく異性愛、同性愛、両性愛に分類される。Sexual Orientation の訳語。
性同一性障害	生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。
多文化共生社会	国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていける社会。
DV (ディーブイ)	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力を指す。
同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44(1969)年に制定された時限立法。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的

	な面で用いることが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、または情報伝達の面で用いられることもある。
<b>東松山市パートナーシップ宣誓制度</b>	双方又は一方が性的少数者のカップルが、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係であることを市に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証、受領カードを交付する制度。法律上の婚姻と異なり、法的な権利及び義務が発生するものではなく、二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らせるよう応援する制度で、令和3（2021）年に制定。
<b>ひきこもり</b>	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す。
<b>フェーズ</b>	段階、局面、側面、様相、位相、相、段階的に行うなどの意味を持つ英単語。日本語の外来語としては、現象や活動、計画、事業などを時系列や状態の変化に応じて区切った段階、局面という意味で用いられることが多い。
<b>部落差別の解消の推進に関する法律</b>	現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年に制定された法律。
<b>ヘイトスピーチ</b>	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、所属するコミュニティや地域社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。
<b>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律</b>	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に平成28（2016）年に制定された法律。
<b>ユニバーサルデザイン</b>	年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。
<b>ヤングケアラー</b>	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、

	感情面のサポートなどを日常的に行っている子ども。
要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和という意味。男女が共に人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。

# 東松山市人権施策推進指針 施策体系



分野別人権施策の推進

1 女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育・啓発の推進</li> <li>② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実</li> <li>③ 男女共同参画による地域づくり</li> <li>④ 多様な生き方を選択できる条件整備の推進</li> </ul>
2 子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進</li> <li>② 児童虐待の防止といじめ問題への取組の推進</li> <li>③ 子育て支援サービスの充実</li> <li>④ 子どもが健やかに安心して暮らせる環境づくり</li> </ul>
3 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発活動・福祉教育の推進</li> <li>② 自立支援と社会参加の促進</li> <li>③ 高齢者虐待防止と権利擁護の推進</li> <li>④ 介護サービスの充実</li> <li>⑤ 福祉のまちづくりの推進</li> </ul>
4 障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育・啓発の推進</li> <li>② 地域生活支援と社会参加の促進</li> <li>③ 障害者虐待防止と権利擁護の推進</li> <li>④ 福祉のまちづくりの推進</li> <li>⑤ 情報のバリアフリー化の推進</li> </ul>
5 同和問題 (部落差別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 同和問題(部落差別)に関する教育・啓発の推進</li> <li>② 自立支援</li> <li>③ 地区内外の交流の促進</li> <li>④ 人権に関わる相談と救済</li> <li>⑤ 「えせ同和行為」の排除</li> </ul>
6 外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 多文化理解の推進</li> <li>② 生活支援の充実</li> <li>③ 外国人住民の地域社会への参画支援</li> </ul>
7 犯罪被害者やその 家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発活動の推進</li> <li>② 相談・支援体制の充実</li> </ul>
8 感染症等(H I V・ハンセン病等) に関わる人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育啓発活動の推進</li> <li>② 相談・支援体制の充実</li> </ul>
9 アイヌの人々	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発活動の推進</li> </ul>
10 インターネットに よる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人権教育・啓発の推進</li> <li>② 相談・支援体制の充実</li> </ul>
11 北朝鮮当局による 拉致問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発活動の推進</li> </ul>
12 災害時における人 権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 啓発活動の推進</li> <li>② 災害時の対応</li> </ul>
13 性の多様性に 関わる人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 性の多様性を尊重した教育の推進</li> <li>② 啓発活動の推進</li> <li>③ 相談・支援体制の充実</li> </ul>
14 様々な人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 刑を終えて出所した人</li> <li>② ホームレスの人権</li> <li>③ ハラスメント</li> <li>④ 人権取引(トラフィッキング)</li> <li>⑤ その他</li> </ul>

# 資 料

## 関係例規

- 東松山市人権施策推進審議会条例及び委員名簿・・・45
- 東松山市人権政策推進会議に関する規程・・・・・・・・47

## 関係法令

- 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・49
- 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・51
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・56



# ○東松山市人権施策推進審議会条例

平成15年3月24日

条例第7号

東松山市同和対策審議会条例（昭和57年東松山市条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 人権施策の推進に関する事項に関し調査及び審議するため、東松山市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 審議会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、人権施策を主管する課において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## 東松山市人権施策推進審議会委員名簿

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日

選出区分	氏名
教育長	◎ 吉澤 勲
小学校長	岩本 教裕
中学校長	川上 嘉久
民生委員・児童委員	赤沼 三枝子
	加治 園子
	高岡 光一
関係団体	大澤 嘉彦
	大久保 栄利
社会教育委員	藤野 香織
保護司	但木 久和
人権擁護委員	吉野 和恵
	小藤 恵美子
自治会連合会	中村 昭司
知識経験を有する者	○ 田中 辰弥

◎:会長、○:副会長

## ○東松山市人権政策推進会議に関する規程

平成15年2月19日

訓令第2号

改正 平成20年3月10日訓令第1号

平成24年3月30日訓令第6号

(設置)

第1条 この訓令は、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、東松山市人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項の事務を所掌する。

- (1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
- (2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、人権政策を所管する部の部長をもって充てる。
- 3 副議長は、推進会議の互選によってこれを定める。
- 4 委員は、各部部長級及び次長級の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、人権政策を所管する課の課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事会の互選によってこれを定める。
- 5 幹事は、各課課長級及び副課長級の職にあるものをもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
- 9 幹事長は、必要があると認める時には、幹事会に関係者の出席を求め、その意

見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整を行うため専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、人権施策を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日より施行する。

2 東松山市同和対策推進委員会規程（昭和49年東松山市訓令第3号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月10日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 日 本 国 憲 法 (抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有すること

ができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。



## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

東松山市 マスコットキャラクター

あゆみん

まっくん



## 東松山市人権施策推進指針(第1次改定)

令和6年3月策定

東松山市役所 市民生活部 人権市民相談課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

電話 0493-21-1416